

GION テラス・歩道空間利用規約

この規約は、協同組合祇園町銀天街から委託を受け、株式会社まちづくり延岡（以下「管理者」という。）が管理運営する祇園町の店舗 GION テラス（以下「対象店舗」という。）及びその周辺の歩道の利用について、新規の利用者の方を対象として定めるものとする。

新規利用者は、必ず利用登録申請書を提出し、管理者の承認を受けなければならない。

1. 用語の定義

本規約における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 株式会社まちづくり延岡
- (2) 利用者 利用登録申請を行い、管理者の承認を受けた者
- (3) 対象店舗 本規約に基づき利用可能な店舗

2. 運用の範囲

この規約における運用の範囲は、次の各号に定めるものとする。

(1) 住所

- ① 対象店舗：延岡市祇園町2丁目2番地12
- ② 歩道：延岡市祇園町2丁目2番地1地先～
祇園町2丁目3番地9地先まで（別紙2参照）

(2) 運営期間

令和8年6月1日～令和9年3月31日まで。

※ただし、管理者が運営を継続する場合は、期間を更新することができる。

(3) 営業時間

原則22時まで（搬出も同時刻までに完了すること）

搬入・設営時間は管理者と協議のうえ決定する。

(4) 利用

利用は、別紙1及び別紙2の範囲とし、一者又は複数者による利用を可能とする。ただし、対象店舗内については複数利用を基本とし、他の利用者の利用を妨げない範囲で利用するものとする。

一者による全面使用（専有）を希望する場合は、専有利用料金を適用する。

また、別紙2の利用を希望する場合は、利用日の1か月前までに申し出るものとする。ただし、一者による専有利用とは、申請者が自らの責任において一体的に運営する場合に限る。

複数の事業者が個別に出店・営業する場合は、複数利用とみなす。

名義貸し、転貸等が確認された場合は、利用区分の変更、追加料金の徴収又は利用停止を行うことがある。

店舗・歩道利用については、協同組合祇園町銀天街の利用を優先とする。

3. 利用条件

- (1) 利用日の調整に応じること。
- (2) 利用に必要な許認可等を取得している又は取得予定であること。
- (3) 来店者の増加や賑わい創出に資する内容となるよう努めること。
- (4) 対象店舗内を著しく汚損したり、騒音、振動、悪臭を出さないこと。
- (5) 利用箇所の美化清掃に努めること。
- (6) 歩行者等との事故がないように安全対策を行うこと。
- (7) 近隣住民等からの苦情には真摯に対応すること。
- (8) 政治活動、宗教活動、特定の主義又は主張の表明を目的とする事業は行わないこと。
- (9) 実施内容を、管理者が推奨している等誤解を招く事業またはその恐れがある事業を行わないこと。
- (10) 市や商店街にかかわる各種イベントと連携して、賑わい創出に取り組むこと。
- (11) 利用者は18歳以上とする。学生の場合は保護者の同意（誓約書の記入）と学校の許可を得ること。

4. 遵守事項

- (1) 施設・備品等及び商品を利用者の責任において管理すること。
- (2) 第三者に施設利用に対する権利を譲渡してはならない。
- (3) 許認可が必要な業種で営業を開始する場合は、事業開始までに必要な許認可等を取得すること。
- (4) 利用内容が許可規定の対象外となることが判明し、利用の許可を取り消す決定をした場合は、利用者は事業の中止及び速やかに内装等を原状回復し退去するものとする。また、事業中止に伴い生じる経費は利用者が負担するものとする。
- (5) 常に対象店舗内及び歩道を整理・整頓し清潔にしておくこと。
- (6) 利用するにあたり設置した設備等を含め、施設等の破損や汚損をした場合は、利用者は管理者に速やかに報告すること。
- (7) 対象店舗から排出されるごみは、市の決まりを守り利用者の責任において処理すること。

5. 利用登録手続き

対象店舗及びその周辺の歩道の利用を希望する者は、次の各号に定める書類を管理者に提出すること。

- (1) 利用登録申請書・誓約書（様式第1号）
- (2) 運転免許証などの身分を確認できるもの
- (3) 営業に関する資格がある場合は、それに付随する書類

6. 利用手続き

- (1) 利用を希望する者は、利用日を管理者に連絡するものとし、利用予定日の7日前までに申請するものとする。(歩道の場合は原則1カ月前)
- (2) 管理者は、決定した利用予定日を利用者へ通知するものとする。
- (3) 利用予定日が重なった場合は、申請の先着順とする。

ただし、利用状況及び公平性を考慮し、管理者が利用者と協議のうえ調整することがある。

また、利用形態(専有利用又は複数利用)や利用内容に応じて、管理者が利用日又は利用範囲の調整を行うことがある。

7. 決定の取消し

管理者は、利用者が次の各号に該当する場合は、利用登録及び利用の決定を取消すことができるものとする。

- (1) 利用条件及び遵守事項に違反した場合
- (2) 偽りその他不正な手段により登録及び利用の決定を受けたことが判明した場合

8. 利用料

利用者は下記に定める費用を、原則として利用日後1週間以内に管理者へ支払うものとする。なお、当日にイベント主催者が集金する場合も同様とする。

	対象店舗内			歩道	駐車場
	飲食 (利用申請者毎)	飲食以外 (利用申請者毎)	専有利用	キッチン等 (利用申請者毎)	利用申請者 にて均等割
月～木 (1日分)	1,500円	1,000円	3,000円	1,500円	1,000円
金土日祝 (1日分)	3,000円	2,000円	5,000円	3,000円	

9. キャンセル料

利用期日の7日前から前日までに撤回した場合は、利用料の50%を、使用当日に撤回した場合は、利用料の100%をキャンセル料として徴収するものとする。

10. 終了時の原状回復

利用者は、利用が終了したときは、速やかに対象店舗及び歩道を原状に回復しなければならない。

11. 連絡先

本規約に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

株式会社まちづくり延岡

延岡市幸町3丁目101番地 延岡駅西口街区ビル2階

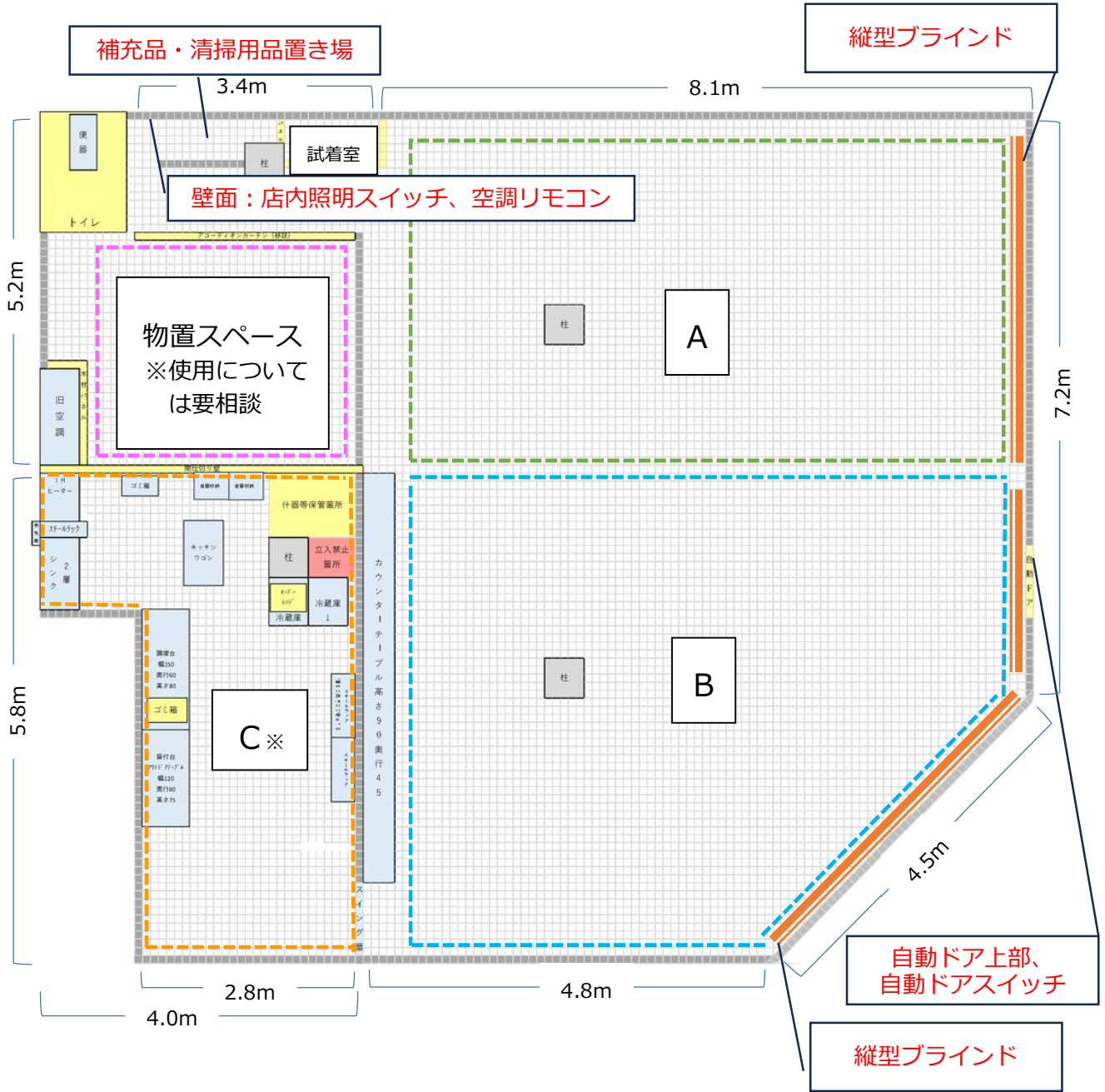
TEL:0982-20-5502 営業時間:月～金 8:30～17:30 緊急連絡先:(070-9394-8982)

12. その他

本規約に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、管理者及び利用者は信義誠実の原則に基づき協議の上、解決を図るものとする。

附 則 この規約は令和8年6月1日から施行する。

《 フロアマップ 》



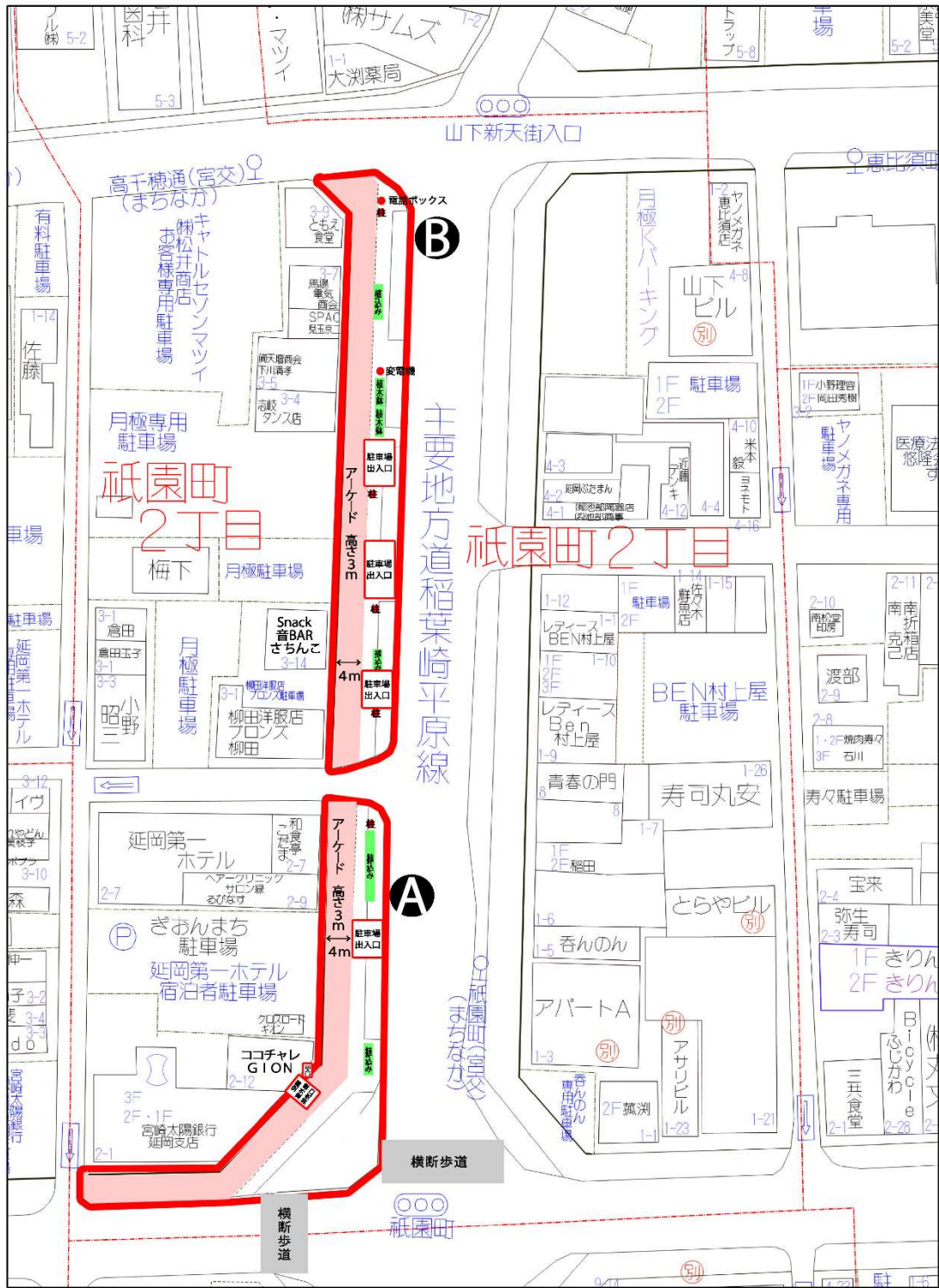
A…約 42 m² (12.7 坪)

B…約 44 m² (13.3 坪)

C…約 18 m² (5.5 坪)

物置スペース…約 7 m² (2 坪) 使用については要相談

※厨房スペースCは保健所の許可を得た 1 利用者のみ使用可能となります。
火気の使用は禁止です。



※利用場所の詳細については管理者と協議のうえ決定してください。

令和 年 月 日

株式会社まちづくり延岡 様

利用登録申請書

次のとおり利用登録を申込みします。

1 申込者

氏 名			
店 舗 名			
住 所	(〒 -)		
TEL FAX 番号	• TEL • FAX	メール アドレス	
利用内容			

2 添付書類

- 身分証明書の写し（運転免許証等） 1部
 営業に関する資格がある場合は、それに付随する書類

誓約書

このたび GION テラス及びその周辺の歩道の利用をするにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

- ・規約ならびにその他諸規則を遵守いたします。
- ・故意もしくは重大な過失により管理者に損害を与えた場合は、その損害について賠償の責を負います。

氏 名 _____ 印